

## 信用保証料助成に関するQ&A

◇セーフティネット保証（5号）の対象について

Q1 経営環境の変化で資金繰りが厳しいので保証を受けたい。

どのような場合、中小企業者がセーフティネット保証（5号）制度を利用できますか。

（答）

以下のいずれかの要件に当てはまる中小企業者であって、事業者の所在地を管轄する区市町村長の認定を受けた方が対象となります。

- ① 最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少していること。
- ② 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できないこと。

Q2 セーフティネット保証（5号）を利用するにはどこへ申込みをすればよいでしょうか。

（答）

セーフティネット保証（5号）を申請しようとする中小企業者の方は、本社所在地の区市町村の担当課の窓口にて認定申請書（5号）を提出し、認定を受けてください。その後、ご希望の金融機関または信用保証協会にて認定書及び決算書等借入に必要な資料を持参の上、保証付き融資を申し込んでください。

Q3 売上等を証明する書類として何を添付すればよいですか。

（答）

法人概況説明書や各月の残高試算表が望ましいのですが、それらが困難な場合は、売上元帳や請求書のコピー、入金通帳のコピー等でも受付けています。また、各月の売上等を担当の税理士が証明した場合も受付けます。単に各月の売上だけを記載した表を持参しても受付けないことがあります。